

第 7 5 4 号 平成29年 5 月10日 発行	天理市公報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-------	-----------------------

## 目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18	1
告 示	番 号	頁 数
・公示送達について	164	2
・公示送達について	165	2
・公示送達について	166	3
・公示送達について	167	3
・公示送達について	168	3
・放置自転車等の保管について	169	3
・放置自転車等の保管について	170	4
・放置自転車等の保管について	171	4
・地縁による団体の告示事項の変更について	172	5
・地縁による団体の告示事項の変更について	173	5
・地縁による団体の告示事項の変更について	174	5
・地縁による団体の告示事項の変更について	175	5
・放置自転車等の保管について	176	5
・平成29年第1回天理市議会臨時議会の招集について	177	6
・放置自転車等の保管について	178	6
・放置自転車等の保管について	179	6
・国土調査法による地籍調査について	180	7
・放置自転車等の保管について	181	7
・地縁による団体の告示事項の変更について	182	8
・放置自転車等の保管について	183	8
・放置自転車等の保管について	184	8
・放置自転車等の保管について	185	9
・放置自転車等の保管について	186	9

・放置自転車等の保管について	187	9
・放置自転車等の保管について	188	10
・放置自転車等の保管について	189	10
・放置自転車等の保管について	190	11
・放置自転車等の保管について	191	11
・公示送達について	192	11
・放置自転車等の保管について	193	12
・放置自転車等の保管について	194	12
・放置自転車等の保管について	195	13
・放置自転車等の保管について	196	13
・放置自転車等の保管について	197	13
・放置自転車等の保管について	198	14

公 告	番 号	頁 数
・天理市農業振興地域整備計画書の変更について	17	14
・一般競争入札について	18	14
・一般競争入札について	19	18
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	20	22
・農用地利用集積計画について	21	22

教育委員会	番 号	頁 数
・定例教育委員会の招集について	7	22

農業委員会	番 号	頁 数
・農業委員会の招集について	4	22

公営企業	番 号	頁 数
・一般競争入札について【公告】	16	23
・一般競争入札について【公告】	17	26
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	18	30
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	3	30

## 条 例

(平成29年 4 月20日掲示済)

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年 4 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修の修了した者）にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第1項第3号の規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

## 告 示

（平成29年 4 月 6 日 掲 示 済）

天理市告示第164号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成29年 4 月 6 日 掲 示 済）

天理市告示第165号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第166号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第167号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第168号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、

なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成29年4月6日
- 3 移動対象区域  
天理市川原城町780番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年4月6日から平成29年6月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年4月7日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年4月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年4月7日から平成29年6月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年4月10日揭示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年4月10日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年4月10日から平成29年6月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年4月11日揭示済)

天理市告示第172号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年4月11日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市渋谷町368番地 河口 則之

変更後 代表者 天理市渋谷町448番地1 山田 猛

変更年月日 平成29年4月1日

(平成29年4月11日揭示済)

天理市告示第173号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年4月11日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市海知町145番地2 島岡 日出男

変更後 代表者 天理市海知町554番地2 小谷 侑功

変更年月日 平成29年4月1日

(平成29年4月11日揭示済)

天理市告示第174号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年4月11日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市福住町2133番地2 榊谷 敏男

変更後 代表者 天理市海知町2040番地 前出 和伸

変更年月日 平成29年4月2日

(平成29年4月11日揭示済)

天理市告示第175号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年4月11日

天理市長 並 河 健

変更前 主たる事務所 天理市和爾町1166番地

代表者 天理市和爾町1166番地 松岡 信之

変更後 主たる事務所 天理市和爾町1143番地

代表者 天理市和爾町1143番地 山下 昌隆

変更年月日 平成29年3月12日

(平成29年4月12日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月12日から平成29年 6 月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月13日 揭示済)

天理市告示第177号

平成29年第1回天理市議会臨時会を次のとおり招集する。  
平成29年 4 月13日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成29年 4 月20日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
  - 天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 専決処分の承認を求めることについて
  - 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
  - 奈良県広域消防組合議会議員の選出について
  - 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

(平成29年 4 月13日 揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市前栽町88番地19先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月13日から平成29年 6 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月13日 揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月13日から平成29年 6 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月14日揭示済)

天理市告示第180号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する告示する。

平成29年 4 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日  
平成29年 4 月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
天理市
- 3 調査地域  
天理市丹波市町及び九条町の一部の地域
- 4 調査期間  
平成29年 4 月14日から平成30年 3 月31日まで

(平成29年 4 月17日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 4 月17日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年 4 月17日から平成29年 6 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成29年 4 月18日 掲示済)

天理市告示第182号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 4 月18日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町10554番地	千葉 幹男
変更後	代表者	天理市海知町10559番地	千葉 幸夫
変更年月日		平成29年 4 月 1 日	

(平成29年 4 月18日 掲示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月18日から平成29年 6 月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月19日 掲示済)

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 4 月19日
- 3 移動対象区域  
天理市福知堂町273番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年 4 月19日から平成29年 6 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間



天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成29年 4 月19日 掲示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月19日から平成29年 6 月20日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月20日 掲示済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月20日から平成29年 6 月21日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月21日 掲示済)

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成29年4月21日
  - 3 移動対象区域  
天理市西長柄町767番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年4月21日から平成29年6月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年4月21日揭示済)

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年4月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年4月21日から平成29年6月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年4月24日揭示済)

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年4月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成29年4月24日から平成29年6月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年4月25日揭示済)

天理市告示第190号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年4月25日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年4月25日から平成29年6月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年4月26日揭示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年4月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年4月26日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年4月26日から平成29年6月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年4月27日揭示済)

天理市告示第192号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭

和25年法律226号) 第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 4月27日 掲示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 4月27日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年 4月27日から平成29年 6月28日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成29年 4月27日 掲示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号) 第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 4月27日
- 3 移動対象区域  
天理市備前町428番地1 先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年 4月27日から平成29年 6月28日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成29年 4 月29日 掲示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 4 月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 4 月28日から平成29年 6 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 5 月1日 掲示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 5 月1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 5 月1日から平成29年 7 月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 5 月2日 掲示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 5 月2日

3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月2日から平成29年7月3日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月2日揭示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年5月2日

3 移動対象区域

天理市前栽町98番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月2日から平成29年7月3日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

## 公 告

(平成29年4月10日揭示済)

天理市公告第17号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成29年5月10日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成29年5月10日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成29年4月10日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成29年4月10日(公告年月日)

至 平成29年5月10日(公告年月日の翌日から起算して30日目)

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成29年4月12日揭示済)

天理市公告第18号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 4月12日

天理市長 並 河 健

## 第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事  
 (2) 工事場所 天理市別所町  
 (3) 工事概要 山の辺小学校屋内運動場  
                   鉄筋コンクリート造2階建  
                   延べ床面積 1,039㎡  
                   ・建築工事 1.0式  
                   耐震補強工事  
                   大規模改修工事  
                   ・電気設備工事 1.0式  
                   ・機械設備工事 1.0式  
                   ・外構工事 1.0式  
 (4) 工期 平成30年2月28日まで  
 (5) 予定価格 211,388,400円  
                   (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
 (6) 最低制限価格 189,789,480円  
                   (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事業の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。  
 (2) 次の条件を全て満たしていること。  
 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。  
 ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。  
 ④ 本市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。  
 ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。  
 ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。  
 ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。  
 ⑧ 他詳細は、入札説明書による。  
 (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。  
 ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者  
 ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者  
 ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者  
 (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 京成設計 天理営業所  
 住 所 天理市東井戸堂町337-42

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
 〒632-8555  
 天理市川原城町605番地  
 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
 電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領におい



て示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年 4 月12日（水）から 平成29年 4 月21日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年 4 月12日（水）から 平成29年 4 月21日（金）まで
質問書の提出期限	平成29年 4 月25日（火） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年 5 月 2 日（火） 発送
質問書への回答日	平成29年 5 月 2 日（火） 発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年 5 月 9 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年 5 月12日（金） 発送
入札書到着期限日	平成29年 5 月17日（水） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成29年 5 月18日（木） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成29年 5 月18日（木） 午前11時30分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 4 月19日 掲示済）

## 天理市公告第19号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 4 月19日

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺小学校下処理室改修等工事
- (2) 工事場所 天理市 別所町
- (3) 工事概要 下処理室改修工事
  - R C造平屋建（一部S造）
    - ・建築工事 1.0式
    - ・電気設備工事 1.0式
    - ・機械設備工事 1.0式
  - 外構工事 1.0式
    - ・飼育小屋解体跡に駐車場及び自転車置場整備
    - ・遊具（高鉄棒、的当て）設置
  - 解体工事 1.0式
    - ・下処理室
    - ・倉庫(2)(3)(4)(5)、ゴミ置き場、飼育小屋、自転車置場
    - ・体育倉庫
- (4) 工 期 平成29年 9 月29日まで
- (5) 予定価格 20,152,800円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 17,905,320円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
  - ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 溜谷設計  
住 所 天理市田部町16番地

### 第3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号） 第 8 条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書 1 通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第 7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第 8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所 3 階334会議室

第 9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1 回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第 2 に定める競争参加資格がない者のなした入札、第 6 に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

山の辺小学校下処理室改修等工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年 4 月19日（水）から 平成29年 4 月28日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年 4 月19日（水）から 平成29年 4 月28日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年 5 月 2 日（火）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年 5 月12日（金）発送
質問書への回答日	平成29年 5 月12日（金）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年 5 月17日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年 5 月22日（月）発送
入札書到着期限日	平成29年 5 月29日（月） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成29年 5 月30日（火） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成29年 5 月30日（火） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成29年 4 月20日 掲示済)

天理市公告第20号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について  
 平成29年 5 月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成29年 4 月20日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2990400133	
名 称	サンテラスデイサービス	
所在地	奈良県天理市前栽町70-1	
申請者	名称	有限会社 マツトシ
	主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡三宅町石見450-4
	代表者の氏名	松村 俊彦
	代表者の住所	奈良県大和郡山市城見町4-12 ピアッツアヒルズ大和郡山市城見町108
指定年月日	平成29年 5 月1日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成29年 5 月1日 掲示済)

天理市公告第21号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年 5 月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成29年 4 月7日 掲示済)

天教告示第7号

平成29年 4 月14日午後3時から4月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 4 月7日

天理市教育委員会  
 教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年 4 月28日 掲示済)

天農委告示第4号

平成29年 5 月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 4 月28日

天理市農業委員会  
 会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
議案第2号 農地法第5条に関する申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について  
議案第4号 農地利用配分計画（案）について  
議案第5号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

## 公営企業

(平成29年 4月11日 掲示済)

天理市上下水道局公告第16号

一般競争入札について

下記の業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成29年 4月11日

天理市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道局長 幸 田 雅 晴

### 第1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 天理市上下水道局お客様センター業務委託  
(2) 業務委託場所 天理市上下水道局及び天理市給排水区域内  
(3) 業務概要 検針業務  
調定業務  
料金収納業務  
開閉栓業務  
メーター取替業務  
宿日直業務  
付帯業務  
(4) 履行期間 平成29年 7月 1日から平成32年 6月30日まで  
(契約締結日の翌日から平成29年 6月30日までの期間を準備及び引継期間とする。)  
(5) 予定価格 203,480,640円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
(6) 低入札価格調査 調査基準価格及び失格基準価格（その価格を下回る入札を行ったときは失格となる。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。  
(7) 競争入札参加資格の確認 開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

### 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、競争入札参加資格審査において、集金及び検針業務の登録を受けた業者であって、次の(2)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。  
(2) 次の条件を全て満たしていること。  
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
② 過去10年以内（平成19年 4月 1日から公告日まで。）に給水人口5万人以上の水道事業体で、次のアからエの業務を一括で、連続して1年以上（履行期間中のものを含む。）受託した実績を有する者であること。  
ア 水道メーター検針業務  
イ 水道料金の調定、納入の通知及び収納業務  
ウ 水道料金の滞納整理業務（給水停止執行業務を含む。）  
エ 水道開閉栓業務  
③ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。  
④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。  
⑤ その他詳細は、入札説明書による。

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 営業推進係

電話番号 0743-63-1001 内線813

F A X 0743-63-7159

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加申込書の提出

- (1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申込書の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。
- (2) 仕様書の公開
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書の提出等（質疑がない場合は提出の必要はありません。）
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 F A Xにより提出するものとする。
  - ④ 回 答 質疑がある場合のみ、別表（入札日程）のとおり、入札参加者全員にF A Xで送付します。

第7 入札書及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、入札書並びに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 入札書並びに申請書及び資料の提出
  - ① 提出場所 第3に同じ。
  - ② 提出部数 各1部
  - ③ 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ④ 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行
  - ⑤ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
  - ⑥ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書を1通入れ封かんし、表側に業務委託名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。
  - ⑦ 外封筒の表面に、開札日、業務委託名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (3) 入札書並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 入札書並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行い失格となった者を除く。）について事後審査を行い、落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）を決定する。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 天理市上下水道局低入札価格調査制度に関する事務取扱に基づき低入札価格調査を行い、落札者



を決定する。

② 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）

- (1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
- (3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札
- (4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (5) 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

天理市上下水道局お客様センター業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年 4 月11日（火）から 平成29年 4 月20日（木）まで
競争入札参加申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年 4 月11日（火）から 平成29年 4 月20日（木）まで
質問書の提出期限日	平成29年 4 月24日（月）
質問書への回答日	平成29年 4 月27日（木）
入札書の提出期限日	平成29年 5 月 9日（火）
申請書及び資料の提出期限日	平成29年 5 月 9日（火）
開札の日時	平成29年 5 月10日（水） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年 5 月10日（水） 午後 3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 4 月21日 掲示済）

天理市上下水道局公告第17号  
一般競争入札について

下記の業務委託の請負について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 4 月21日

天理市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道局長 幸 田 雅 晴

## 第1 業務概要

- (1) 業務名 天理市水道施設運転管理等業務委託
- (2) 履行場所 天理市豊井浄水場、柚之内浄水場、その他水道施設
- (3) 業務概要 天理市上下水道局（以下「局」という。）が指定した期間（日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日は24時間とし、それ以外の日は午後4時45分から翌日の午前8時45分まで）において、豊井浄水場、柚之内浄水場の他、局が管理する取水井戸、ポンプ場、受水池、配水池等の水道施設の運転管理、保守点検、保全管理業務等を行うものである。
- (4) 業務委託期間 平成29年7月1日から平成32年6月30日まで
- (5) 引継準備期間 契約締結の日から平成29年6月30日まで  
引継期間中に要する費用は、引継を受ける受託者の負担とする。
- (6) 予定価格 182,260,800円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 支払条件 毎月払い  
契約金額を36月で除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に支払うものとする。
- (8) 低入札価格調査 調査基準価格及び失格基準価格（その価格を下回る入札を行ったときは失格となる。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。
- (9) 競争入札参加資格の確認 開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 局に対して、競争入札参加資格審査において、浄水場管理の登録を受けた業者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における「水道施設工事」の総合評定値が1,000点以上の者であること。

- ④ 過去15年以内（平成14年4月1日から公告日まで。）において、官公庁が発注した水道事業又は用水供給事業に係る浄水施設の工事（電気、機械器具設置又は水道施設）において、契約金額3,000万円以上の単独元請実績を有すること。
  - ⑤ 補償金額の限度額が5億円以上の賠償保険に加入しているか、当該委託契約締結時に加入できる者であること。  
なお、未加入者については、当該保険加入に関する誓約書の提出ができる者とする。
  - ⑥ 業務の履行場所である豊井浄水場までの所要時間が概ね2時間以内に本社、支店、営業所等が所在すること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の①から⑥に掲げる有資格者を直接雇用していること。ただし、当該有資格者及び実務経験者はそれぞれ兼ねることができるものとする。
- ① 水道技術管理者
  - ② 水道浄水施設管理技士
  - ③ 特定化学物質等作業主任者
  - ④ 酸素欠乏危険作業主任者
  - ⑤ 電気主任技術者（第3種以上）
  - ⑥ 技術士（上下水道部門、選択科目：上水道及び工業用水道）
- (4) 次に掲げる総括責任者及び副総括責任者を配置できる者であること。また、業務目的達成に必要な電気担当主任及び従事職員を配置できる者であること。この場合における実務経験は、8時間を1日に換算して1箇月あたり10日以上当該業務に従事した月を通算するものとする。また、総括責任者、副総括責任者及び電気担当主任については、従事者シフトに編入を妨げないものとする。
- ① 総括責任者（豊井浄水場に常駐専任）
    - ア 業務全体の責任者で、水道法（昭和32年法律177号）に定める水道施設（電気・機械設備を含む。）の運転管理、保守点検、保全管理、水質分析等の業務（以下「運転管理等業務」という。）に精通し、かつ、運転管理等業務の実務経験並びに高度な技術力及び的確な判断力を有し、水道浄水施設管理技士（2級以上）の有資格者であること。
    - イ 過去10年以内（平成19年4月1日から公告日まで。）に元請けとして完了した運転管理等業務に3年以上の実務経験を有すること。総括責任者は豊井浄水場にて配属専任であること。
  - ② 副総括責任者（杣之内浄水場に常駐専任）
    - ア 総括責任者を補佐する者で、運転管理等業務に精通し、かつ、運転管理等業務の実務経験並びに高度な技術力及び的確な判断力を有し、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士（3級以上）の有資格者であること。
    - イ 過去10年以内（平成19年4月1日から公告日まで。）に元請けとして完了した運転管理等業務に2年以上の実務経験を有すること。副総括責任者は、杣之内浄水場にて配属専任であること。
  - ③ 電気担当主任
    - ア 運転管理等業務に精通し、かつ、電機に関する高度な知識及び技術力を有し、電気主任技術者（第3種以上）又は電気工事士（第2種以上）の有資格者であること。
    - イ 運転管理等業務について、1年以上の実務経験を有する者であること。
  - ④ 従事職員
    - ア 運転管理等業務について、必要な技術を有し、かつ、3箇月以上の実務経験を有する者であること。

### 第3 入札担当部課

〒632-0013

天理市豊井町687

天理市上下水道局 浄水課 浄水係 （豊井浄水場）

電話番号 0743-62-0496

### 第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

### 第5 競争入札参加申込書の提出

(1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申込書の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

## 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。
- (2) 仕様書の公開
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑がない場合は提出の必要はありません。
  - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
  - ④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送する。

## 第7 競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ⑤ 提出方法 持参すること
- (3) 申請書及び資料を提出した後、提出期限日までの間は書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 申請書及び資料を提出しなかったとき又は提出期限日までに提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第8 入札書の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、入札書を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 入札書の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 1部
  - ④ 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ⑤ 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行
  - ⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
  - ⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書を1通入れ、封かんし表側に業務名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れること。
  - ⑧ 外封筒の表面に、開札日、業務名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (3) 入札書を送付した後、提出期限日までの間は書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 入札書を送付しなかったとき又は提出期限日までに到達しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第9 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市豊井町687  
天理市上下水道局 豊井浄水場 2階会議室

## 第10 落札者の決定

- (1) 入札の回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行い失格となった者を除く。）について事後審査を行い、落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）を決定する。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 天理市上下水道局低入札価格調査制度に関する事務取扱に基づき低入札価格調査を行い、落札者

を決定する。

② 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第11 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）

- (1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
- (3) 第7、第8に掲げる入札の方法によらない入札
- (4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (5) 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

天理市水道施設運転管理等業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年 4 月21日（金）から 平成29年 4 月28日（金）まで
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年 4 月21日（金）から 平成29年 4 月28日（金）まで
質問書の提出期限日	平成29年 5 月10日（水） 質疑がない場合は提出の必要ありません。
質問書への回答日	平成29年 5 月15日（月）
入札書の提出期限日	平成29年 5 月22日（月）
申請書及び資料の提出期限日	平成29年 5 月22日（月）
開札の日時	平成29年 5 月23日（火） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年 5 月24日（水） 正午

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 4 月24日 揭示済）

## 天理市上下水道局公告第18号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成29年 4 月24日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成29年 4 月24日

天理市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道局長 幸 田 雅 晴

## 天理市指定下水道工事店

商 号 山田水道設備

代表者 下山 勝幸

住 所 奈良県磯城郡田原本町味間1 4 6-1

（平成29年 4 月24日 揭示済）

## 天理市上下水道局告示第 3 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成29年 4 月24日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成29年 4 月24日

天理市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道局長 幸 田 雅 晴

## 天理市指定給水装置工事事業者

商 号 山田水道設備

代表者 下山 勝幸

住 所 奈良県磯城郡田原本町味間1 4 6-1